

交	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			

交 企 第 2 6 6 号  
令 和 6 年 1 0 月 3 1 日

交 通 部 内 所 属 長      殿  
各 警 察 署 長

交      通      部      長

自転車等の安全利用促進に向けた教育委員会及び学校等との更なる連携強化について

自転車等の安全対策については、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合政策の更なる推進について」（令和4年3月11日付け交企第474号ほか）及び「特定小型原動機付自転車の安全利用を促進するための交通安全教育の推進について」（令和5年7月7日付け交企第142号）等に基づき、自転車や特定小型原動機付自転車の安全利用に係る諸対策を推進しているところである。

本年5月に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）により、自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止や自転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加などの自転車の交通事故防止のための規定が整備され、携帯電話使用等の禁止等に係る規定は本年11月1日に、自転車を反則通告制度（以下「反則制度」という。）の対象とする規定は公布から2年以内に、それぞれ施行されること、16歳以上の者が反則制度の対象となることから、小学生から高校生等までの児童・生徒に対する自転車交通安全教育が非常に重要となってくる。

加えて、改正法により、いわゆるペダル付き原動機付自転車（以下「ペダル付き電動バイク」という。）を、原動機を用いずペダルのみを用いて人の力により走行させる行為が、原動機付自転車等の「運転」に該当することが明確化されたところ、近年、ペダル付き電動バイクに関連する交通違反が全国的に増加傾向にある中、ペダル付き電動バイクの運転に当たっては運転免許を有することやヘルメットを着用しなければならないこと、歩道通行が禁止されていること等について、今後運転免許証を取得することが可能な年齢に達する高校生等に対し、正しい交通ルールを周知する必要がある。

また、令和5年4月に全ての自転車利用者について乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用が努力義務となったことに伴い、先般、ヘルメット着用率調査を実施した結果、ヘルメット着用の重要性が徐々に浸透していることがうかがえたものの、着用の定着には至っていない状況であるほか、令和5年の交通事故統計では、自転車乗車中死傷者のヘルメット着用割合は、小・中学生と比べ特に高校生の低さが目立つなど、ヘルメットの着用率向上を図るためには、県内各市町村の着用状況

や事故実態を踏まえ、自治体や学校等と連携した継続的な取組を推進することが重要となる。

こうした情勢を踏まえ、児童・生徒に対する自転車等の安全利用に向けた取組における各警察署との連携強化について、別添資料のとおり青森県教育委員会に依頼したところである。

各警察署にあっては、改正法の施行を見据え、管内の教育委員会及び学校等との更なる連携の強化を図るとともに、自転車等の安全利用促進に向けた諸対策がより効果的なものとなるよう取組を推進されたい。

本件担当

交通企画課交通安全対策第一係